

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」 の一部改正について

平成 20 年 10 月 31 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

平成 20 年 10 月 31 日付で公表された、日本公認会計士協会の「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』の改正について」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』（以下「日本公認会計士協会の取扱い等」という。）において、金融商品取引法第 43 条の 2 第 3 項の規定により、平成 20 年 9 月 30 日以後の金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に関する検証業務等を監査法人等が行う場合の取扱いが定められたことに伴い、別紙のとおり、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

○ 第 2 条第 1 項

（1） 日本公認会計士協会の取扱い等の改正等に伴う対応

- ・ 日本公認会計士協会の「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』（以下「第 40 号報告」という。）が改正されたことに伴い、同報告名を変更するとともに、「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』（以下「第 7 号研究報告」という。）が新たに定められたことに伴い、第 7 号研究報告を追加した。

また、第 40 号報告の改正により、「業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』（以下「第 28 号報告」という。）が廃止されたことに伴い、第 28 号報告を削除した。

（2） 「分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務」の廃止

- ・ 第 40 号報告の改正により、監査法人等による分別管理監査の業務の種類のうち、「分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務」に係る記述が削られたことに伴い、同業務を削除した。

3. 施行時期

この改正は、改正第 40 号報告の適用の日（平成 20 年 9 月 30 日）から施行する。

以 上

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 31 日

(下線部分変更)

新	旧
(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』</u>（平成 20 年 10 月 31 日）」及び「<u>業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』</u>（平成 20 年 10 月 31 日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。 2 }) } 4 } (現行どおり) 付 則 この改正は、日本公認会計士協会「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』（平成 20 年 10 月 31 日）」の適用の日から施行する。	(監査法人等による分別管理監査等) 第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「<u>業種別委員会報告第 28 号『証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）』</u>（平成 20 年 4 月 28 日）」及び「<u>業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い』</u>（平成 20 年 4 月 28 日）」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人（次項において「監査法人等」という。）による分別管理の法令遵守に関する検証業務、<u>分別管理の内部統制の有効性に関する検証業務</u>又は合意された手続業務に係る分別管理監査（以下「分別管理監査等」という。）を受けなければならない。 2 }) } 4 } (省 略)